

令和 4 年 6 月 29 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03365

研究課題名(和文) 空中権取引の課税理論と空中権取引を利用した租税回避防止策の研究

研究課題名(英文) Research on the theory of taxation of air rights transactions and measures to prevent tax avoidance using air rights transactions

研究代表者

阿部 雪子 (Abe, Yukiko)

中央大学・商学部・教授

研究者番号：50299814

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで明確にしてこなかった空中権取引をめぐる課税理論の基礎的枠組みを示すことを目的として、比較法的見地からその先導的地位にある米国の開発権と日本の余剰容積率を共通の視角から考察し、その法的性質を解明した。米国の開発権は財産権であり、不動産と同種の資産であることから一定の要件を満たす不動産との交換は内国歳入法典1031条の下で課税繰延べが認められる同種資産の交換に当たるとを明らかにした。空中権の設定、保有時における経済的価値の存否をめぐっては、特例容積率の制限に基づいてその移転者は減価要因となる一方で、買主は経済的価値の考慮が必要であるという有益な知見を知見を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで理論的研究が不足し、解決が迫られてきた空中権の法的性質を明確にするとともに空中権の設定、保有時におけるその経済的価値を考慮する必要があることを解明したことは空中権取引の課税関係を考察する上で重要な意義がある。都市再生の見地から緑地の保全、木造住宅密集地域の解消等に資する取組を域外貢献として容積率を緩和する方針は空中権取引を促進する上で重要な意味があるが、他方でそれを正当化するためには、都市計画の手続きとしての住民参加と専門家の審査が不可欠であること、また同時に都市計画決定権者の都市再生の目的に沿った形で空中権取引を管理する必要があることを明示したことは社会的にも重要な意義がある。

研究成果の概要(英文)： In order to provide a basic framework for taxation theory of air rights transactions, which has not been clarified in the field of tax law in Japan, this research examines the legal nature of development rights (TDRs) in the United States, which is leading the way, and surplus floor area ratio in Japan, from a common perspective. This research clarified that TDRs in the U.S. are property rights and are the like kind of property as real estate, and that exchanges with real estate that meet certain requirements constitute exchanges of like kind property for which non-recognition is allowed under Section 1031 of the Internal Revenue Code.

This research also provided useful insight into the question of whether or not air rights have economic value at the time of creation and retention: on the one hand, the transferor must consider depreciation based on the special floor-area ratio limitation, and on the other hand, the buyer must consider the economic value of the air rights.

研究分野：租税法 国際課税

キーワード：空中権 開発権(TDR) 余剰容積率 法的性質 課税繰延べ 経済的価値 都市再生 隔地貢献

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

近時、政府は、都市再生及び投資促進策として空中権取引による土地の高度利用の重要性を掲げた。これを課税の側面からみると、わが国では空中権の概念の多義性を原因として、空中権の機能を有する制度の適用や契約形態の相違により税負担が異なるという問題が存する。特に、投資促進のために重要となる外国法人や非居住者が空中権取引の当事者(ステークホルダー)となる場合、国際課税の側面からは、その所得が恒久的施設帰属所得に該当するか否かにより当該空中権取引における課税上の取扱いが異なるという重要な問題がある。しかしながら、わが国では空中権取引の課税関係をめぐる比較法的議論は皆無に等しいといえる。そのため、課税上の取扱いが明らかでなく、税法上適切な対応策が示されていないという問題がある。

こうした問題状況を背景に、本研究は、空中権の先駆的地位にあるアメリカの法制度や税制に関して比較法的考察を通じて制度論・解釈論上の問題を明らかにし、空中権取引に係る課税関係の基礎的枠組みを示すことが期待できる。

### 2. 研究の目的

空中権の設定、移転、保有のそれぞれの過程における課税上の取扱いを明確化するために、その法的性質に着目することは税法上の課題解決に向けて肝要である。空中権ないし余剰容積率の法的性質や機能、運用状況等について比較法的視点を踏まえて検討し、空中権取引に係る租税制度及び都市計画の構築に資することが本研究の目的である。

本研究は、空中権取引の課税関係、税法の規定のあり方を探求するため、今後、わが国において直面することが予想される当該取引に係る課税上の紛争を想定し、その解決に資するための解釈のあり方を解明する。特に、租税制度の構築に資するため、空中権取引について先導的な役割を果たしているアメリカの譲渡可能な開発権 (Transfer Development Rights, TDR) の機能、法的性質、及び課税関係について考察し、わが国の租税法上の課題解決に向けての示唆を得ようとするものである。

都市計画法に規定する地役権の設定による余剰容積利用権の移転に係る対価と、建築基準法に定める連担建築物設計制度による地役権の設定の対価は、所得税法上の所得区分が異なることから、結果として、同様の機能を有する空中権取引であるにもかかわらず、所得区分によって税負担が大きく異なるという問題が存する。こうした課題を踏まえて、本研究は具体的な税法上の課税要件のあり方を明らかにしようとするものである。空中権が多義的であることから、条文解釈に限界がある場合には立法論的考察も行う。

他方で、余剰容積利用権の移転ないし未利用の余剰容積率の緩和を正当化するために、都市再生の視点から、アメリカの開発権 (TDR) 制度などの法制度との比較法的考察を通じて、空中権を活用することにもなう住民保護、交通、住宅、環境及び防災などの課題解決の見地から、どのような制度や調整が必要となるのかを解明することを目的とする。

### 3. 研究の方法

空中権取引に関する税制の構築のためには、その先導的な役割を果たしているアメリカの空中権の法制度や税制についての比較法的研究が必須となる。空中権取引の当事者(ステークホルダー)が外国法人や非居住者となる場合を想定し、国際課税上の問題として、その受領する所得が恒久的施設帰属所得に該当するかどうかにより課税上の取扱いが大きく異なることから、恒久的施設 (permanent establishments, P.E.) の意義を考察する必要がある。この検討に際しては、OECD モデル租税条約 5 条とそのコメンタリー(注釈)に定める恒久的施設の概念の解釈が基本となることから、2017 年のモデル租税条約の改訂を踏まえて考察を行った。国際課税の側面からは、さらに国外の事業体を通じて空中権取引により利益の分配を受けた場合の源泉徴収税の減免措置の取扱いに関して、租税条約上の受益者概念の理論的考察を行ったが、当該受益者の定義、趣旨等基本的問題についてさえ、各国において十分に明らかにされているとは言い難い状況にあり、この傾向は IFA 学会でも議論されていた。こうしたことから、OECD モデル租税条約の沿革を辿りながらその定義や機能などの理論的考察を進めた。受益者要件については、国際取引法学会全国大会で報告することにより租税法研究者・実務家等の学識者との意見交換を通して、研究を進展させた。

他方で、コロナウィルス感染症拡大の影響を受けて当初予定していた国外への渡航が困難となったことから、中央大学図書館司書の支援を受けてアメリカの University of California, Berkeley, Pennsylvania State University のそれぞれの図書館から開発権に係る文献を狩猟すべく作業を進めたが、当初の予定より文献収集及び作業が遅れたことから科研費の研究期間の延長を認めていただき、更に深化させるべく研究活動を行った。

### 4. 研究成果

本研究の成果としては、アメリカの判例や通達等の分析に加えて開発権 (TDR) や敷地併合 (Lot Merger) の運用状況、法理論的考察を行うことを通じて空中権の法的性質、空中権取引に係る税法上の取り扱いを解明した。国際課税の側面からは、空中権取引の当事者であるステークホルダーが、国外の事業体である信託を通じて空中権取引を行った場合を想定し考察を行った。そこでは、

事業体の経済活動を規律する準拠法が問題となること、また準拠法の適用に際しては信託財産と信託受益権が重要な要素となることを明らかにした。その成果は、大学研究紀要（経営経理研究 111号、2018年）に掲載した。信託の受益権に係る準拠法をどのように決定するのかに関し、アメリカの裁判例を手掛かりに考察し、信託の受託者の事業所及び信託財産の所在地が基本的な要素となることを明らかにした。併せて空中権を信託財産とした場合も、この取扱いが参照されるべきことを確認した。さらに、国内において空中権が信託財産として設定された場合、その受託者の租税債権者は空中権を強制執行することが可能かどうかという問題について最高裁判例を手掛かりに検討し、結論として信託財産に係る利益に関しては強制執行が可能であることを明らかにした。この成果は、ジュリスト 1508号（2017年7月）に掲載した。

わが国では、平成26年度改正において、外国法人に対する課税原則については従来の総合主義に基づく国内法が帰属主義に改められたことにもない、外国法人や非居住者の所得が恒久的施設帰属所得に該当するかどうかにより課税関係が大きく異なるものとされた。空中権取引から生ずる外国法人等の所得が二国間租税条約の締約において恒久的施設帰属所得に当たるかどうかの問題を想定し、その場合、OECDモデル租税条約とそのコメンタリーの恒久的施設（PE）の用語の解釈が重要な意味を果たしうることを明らかにした。そこで、帰属主義の改正を踏まえた2017年改訂版のOECDモデル租税条約5条とそのコメンタリーのPE概念の翻訳作業を行うことにより、その意義を確認した。恒久的施設の条文解釈についての成果は、共訳『OECDモデル租税条約2017年版（所得と財産に対するモデル租税条約）』（公益社団法人租税研究協会、2019年）として出版することができた。

また、国外における投資家が国外の事業体を通じて空中権取引に係る利益の分配を受けたときの国際課税上の問題として、租税条約上の受益者要件に着目し、OECDモデル租税条約とそのコメンタリーの改訂の経緯を辿りながら、受益者という用語が導入された歴史的経緯及びOECDモデル租税条約及びコメンタリーにおけるその用語の意義を検討した。結果として、受益者要件は所得の帰属のアプローチから考察することが不可欠であることを明らかにした。その成果は、国際取引法学会全国大会（2020年9月）において報告し、本報告を通じて、同分野の研究者のみならず他分野の研究者からEUの受益者要件や諸外国の適用状況など発展的な知見を得ることができた。本成果は、国際取引法学会誌第6号（日本教育出版、2021年3月）に掲載した。

空中権取引に係る不動産を贈与によって取得した場合を想定し、その納付した贈与税が当該不動産から得られた所得の金額の計算上、必要経費に算入されるか否かの問題につき裁判例を素材に検討し、結論として必要経費該当性に関しては、費用収益対応の原則に従って判断されるべきことを確認し、当該贈与税は必要経費に算入されないことを明らかにした。その成果は、ジュリスト 1527号（2019年1月）に寄稿した。

さらに、空中権ないし余剰容積率を取得する買主側の見地から考察を行い、信託の有用性と課題を明らかにした。あわせて、近時、信託を活用した資産運用上の法人の会計処理が法人税法22条4項に規定する公正処理基準に従ったものかどうかが問われた最高裁判例を考察し、結論として、公正処理基準の適合性を判断するに際しては、いわゆる「三重構造」を前提として判断することが必要であることを解明した。また同時に、この論点については、研究会での報告及び議論を通じて有益な示唆を得ることができた。また、同最高裁を検討した結果、現行の更正の請求の規定が抱える問題についても明らかとなった。本研究の成果は、ジュリスト 1559号（2021年6月）に掲載した。

わが国の空中権取引の展開と課題について、アメリカの開発権（TDR）の問題との比較法的考察を通じてTDRとわが国の余剰容積率の法的性質を共通の視角から解明した。アメリカの裁判例やルーリング（行政通達）、レタールーリング（個別事前照会）の事例を確認し、結論として、TDRは財産権であり、その移転時における課税の取扱いとして、TDRは不動産と同種の資産であることから、一定の要件を満たす不動産との交換は、内国歳入法典1031条の課税繰延べ規定の下で適格となる同種資産の交換に当たることを明らかにした。これにより、従来、日本の租税法分野の研究において明確にしてこなかった空中権取引の課税関係やその法的性質の問題について有益な知見を得ることができた。空中権取引を促進する観点から、アメリカの内国歳入法典1031条の同種資産の交換取引にともなう課税繰延べの取扱いは、わが国の空中権の移転時における課税上の軽減措置の方向性として有益な示唆が得られた。

次に、空中権の設定時、保有時における課税上の問題として、特例容積率の限度（建築基準法57条の2第1項）の指定に従って余剰容積率の移転を行った裁判例では、当該移転者は、当該不動産の価格の決定に当たり減価要因として考慮すべきか否かの問題に関し、特例容積率の限度の指定に関する法的性質等に照らし、その制限の程度に応じて一定程度減少する、という結論を得ることができた。他方で、余剰容積率の移転を受けたその買主は何らかの経済的価値を取得したものと認められる可能性があることを確認した。その結果、空中権における経済的価値を考慮することが必要であることを明らかにした。

都市再生の観点から、令和2年の都市開発諸制度開発活用方針等の改定では緑の保全・創出、木造住宅密集地域の解消等に資するその取組を域外貢献として容積率の緩和を認めるという方針が示されたが、他方でそれを正当化するためには都市計画決定権者の下で都市再生の目的に沿った形で空中権取引を管理する必要があること、住民参加と専門家の審査が不可欠であるという結論を得た。本成果は2023年度開催の日本不動産学会シンポジウムで報告する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 10件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 1559
2. 論文標題 過去の事業年度の収益等に変動事由が生じた場合の公正処理基準[最高裁令和2.7.2第一小法廷判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 131-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 253
2. 論文標題 帰属を誤った課税処分の効力（最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト租税判例百選 [第7版]	6. 最初と最後の頁 211-211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 246
2. 論文標題 固定資産税評価の重要性と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 資産評価情報	6. 最初と最後の頁 3-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 62
2. 論文標題 空中権取引の展開と課題-東京地裁平成29年9月14日判決を検討して-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中央大学経理研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 6
2. 論文標題 租税条約上の受益者条項の意義とその適用範囲 (LOB条項との関連を含めて) - P revost Car社事件判決とスイスのSwiss Swap事件判決を検討して-	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際取引法学会誌	6. 最初と最後の頁 63-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 5
2. 論文標題 「アメリカのマナー・ロンダリング防止策の観点から消費税還元ポイント制度を考える」に対するコメント	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際取引法学会学会誌	6. 最初と最後の頁 147-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 211
2. 論文標題 「税制改正大綱を読み解く(個人所得課税)-老後の資産形成の観点から年金税制を中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 38-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 第11・12
2. 論文標題 「公益法人への株式の寄附に係る譲渡所得の非課税の特例(租税特別措置法40条1項後段)における事業供用要件の意義 : 東京高裁平成26年2月12日判決を素材にして」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Accord tax review	6. 最初と最後の頁 21-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 1527号
2. 論文標題 「賃貸用不動産に係る贈与税の必要経費該当性（大阪高裁平成29年9月28日判決）」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 140-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 34巻1号
2. 論文標題 「移転価格税制における所得相応性基準と費用分担契約(Cost-Sharing Agreements)の適用について- Altera事件判決におけるストックオプションの費用分担の問題を中心に-」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 61巻6号
2. 論文標題 「税目間で比較する「事業の範囲」の判断」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 税理	6. 最初と最後の頁 14-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 24
2. 論文標題 「交換及び寄託の混合契約に基づく金地金の交換は、単なる準備行為にすぎず所得税法33条1項に規定する「資産の譲渡」に当たらないとされた事例」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 219-222
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部雪子	4. 巻 736
2. 論文標題 「論壇・課税繰延べ規定の主要3要件に関する解釈」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東京税理士界会報	6. 最初と最後の頁 4-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部 雪子	4. 巻 1508号
2. 論文標題 「固定資産税に係る滞納処分としての信託財産に対する差押えの可否[最高裁第三小法廷平成28.3.29判決]」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 140-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部 雪子	4. 巻 45巻10号
2. 論文標題 「移転価格税制についての費用分担契約(cost-sharing agreements)についての米国の財務省規則の有効性 - Altera事件判決を中心に」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1445-1451
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部 雪子	4. 巻 111号
2. 論文標題 「国際信託の課税に関する準拠法の適用」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 拓殖大学経営経理研究	6. 最初と最後の頁 279-292
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 都市再生と空中権取引-税制上の観点から-
3. 学会等名 公益社団法人日本不動産学会シンポジウム（登壇確定）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 租税条約上の受益者条項 - カナダのPrevost社事件連邦控訴裁判所判決とスイスのSwap事件連邦最高裁判決を比較討して -
3. 学会等名 第6回国際取引法学会（全国大会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 最判令和2年7月2日（民集74巻4号1030頁）
3. 学会等名 第879回租税判例研究会（法務省）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 法人税法22条4項の公正処理基準の考察
3. 学会等名 第121回関西大学租税法研究会
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 租税条約におけるbeneficial ownerの意義
3. 学会等名 第20回国際取引法学会・国際金融・税制部会（日本大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 贈与により取得した賃貸用不動産に係る贈与税を不動産所得の計算上、必要経費に算入することの可否（大阪高判平成29年9月28日訟月64巻2号104頁）
3. 学会等名 第840回租税判例研究会（法務省）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 組織再編税制における行為計算否認 - ヤフー事件判決及びIBM事件判決を素材に
3. 学会等名 沖縄ミロク(MJS)会計人会(沖縄産業支援センター)（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 阿部雪子
2. 発表標題 所得税と贈与税の交錯 必要経費の問題を中心に 大阪高判平成29年9月28日を素材に
3. 学会等名 第97回関大租税法研究会（関西大学）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 阿部雪子(コメンテーター)
2. 発表標題 第二報告「アメリカのマネー・ロンダリング防止策の観点から消費税還元ポイント制度を考える」へのコメント
3. 学会等名 国際取引法学会全国大会(早稲田大学)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 阿部 雪子
2. 発表標題 租税法の基本原則と課税繰延べ - 空中権取引を含めて -
3. 学会等名 拓殖大学経営経理研究所研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部 雪子
2. 発表標題 取締役に対するストック・オプション付与にともなう費用分担契約(Cost Sharing)についての財務省規則の有効性 Altera社事件判決を素材として
3. 学会等名 国際取引法学会金融税制部会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部 雪子
2. 発表標題 評価の困難な無形資産と移転価格税制-裁判事例を手掛かりとして-
3. 学会等名 税務大学校税務研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阿部 雪子
2. 発表標題 無形資産の移転と所得相応性基準
3. 学会等名 第86回関西大学租税法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 阿部雪子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 (株)中央経済社	5. 総ページ数 222-260
3. 書名 『テキストブック租税法第3版』(第7章消費税 分担執筆)	

1. 著者名 阿部雪子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 公益社団法人日本租税研究協会	5. 総ページ数 108-167, 597-607
3. 書名 『OECDモデル租税条約2017年版(所得と財産に対するモデル租税条約)』(第5条恒久的施設とそのコメント リー分担共訳)	

1. 著者名 阿部雪子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 (株)中央経済社	5. 総ページ数 224-261
3. 書名 『テキストブック租税法第2版』(第7章消費税 分担執筆)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

中央大学教員紹介：<https://researchers.chuo-u.ac.jp/Profiles/5/0000473/profile.html>  
リサーチマップ：<https://researchmap.jp/7000024212>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------